

## 特定調達品目の追加等の概要(案)に対する主な意見の概要及びそれに対する考え方

### 1. 品目及び基準(案)についての意見

主な意見の概要		考え方	件数
分類	概要		
インクジェットカラープリンター用塗工	・ 非塗工紙も対象とし、品目名を「インクジェットカラープリンター用紙」とすべき	・ 表現については全体を通じて精査します	1
印刷用紙	・ 既存部分にあわせ、判断の基準の「塗工用紙」を「塗工印刷用紙」とすべき	・ 表現については全体を通じて精査します	1
タックラベル	・ 「樹脂ラミネート加工をしていないこと」という配慮事項については、エコマークでの最新の検討結果を反映すべき ・ 対象範囲を明確にされたい	・ 既存のエコラベル等については、適宜参照しています ・ プリンタ出力や手書きによる宛名ラベル等を対象と考えています	2
磁気筆記板	・ 磁気筆記板はホワイトボードの一種と考えられる	・ ホワイトボードの一種として扱うこととしま	10
ディスプレイ	・ 「「ディスプレイ」とは、コンピュータの表示装置として使用する標準的なディスプレイを対象とする」という注を加えられたい	・ 品目の対象範囲の明確化については検討します	1
ジアゾ感光紙	・ 判断の基準を「古紙配合率100%かつ中性原紙であること」とすべき	・ 製品の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします	1
コピー機	・ 省資源の基準を追加し、現行の省エネルギーの基準と並列にされたい		1
自動車	・ LPガス車について、改造車、重量車も特定調達品目の対象とされたい		6
公共工事			
透水性コンクリート	・ コンクリート製資材は多様であり、更に明確な分類が必要。調達品の安全性・環境保全性・循環性を考慮して、以下のようにしてはどうか 分類：コンクリート及び廃コンクリート2次製品 品目：透水性(保水性)コンクリート舗装材 判断の基準： 1. JASS規格適合品であること 2. 透水係数 $1 \times 10^{-2}$ cm/sec以上であること 3. 保水性があること 4. 廃コンクリート塊を100%以上使用したものであること	・ 透水性という環境負荷低減の特性に着目して品目選定しています。また、判断の基準は環境負荷低減の観点から定めるものであり、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要のあるものです	1
建設汚泥から再生した処理土	・ 「処理土」の定義を明確に規定すべき。いわゆる流動化処理土を指すと考えられるが、中間処理土との区別が必要 ・ 建設発生土を加えるべき	・ ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります ・ 建設発生土の混入を妨げるものではありません。また、グリーン購入法は、より環境負荷の少ない物品等へ需要を転換することによって、持続的発展が可能な社会を構築しようとするものであり、特定調達品目についてもその主旨に基づき選定しています	3
	・ 土木資材としての有効性を判断する基準とするため、以下を明示すべき 1. 国土交通省令第20号に定める第1種~第2種処理土の基準値を満足すること 2. 環境省告示第46号に定める土壌環境基準を満足すること 3. 再汚泥化しないこと 4. 公的工事における再利用の実績を有すること(国土交通省直轄の試験フィールド実績を含む)	・ 判断の基準は環境負荷低減の観点から定めるものであり、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要のあるものです	

下塗用塗料 (重防食)	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉛・クロムの純金属及びそれらの化合物全てを含むのか</li> <li>有害性のある化合物(クロムの場合は六価クロム)に限定した表現とすべき</li> <li>物質の限定が不可能となるため「等」は削除すべき</li> <li>顔料の配合基準を明確にすべき</li> <li>鉛系塗料を規制することはいかなるものか</li> <li>水域にある構造物以外を対象とするということによいか</li> <li>基礎は対象としないということによいか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります</li> <li>「塗料」の判断の基準を規定しているものです</li> </ul>	10
断熱材	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラスウール及びロックウールのみを対象とすると誤解される誤解を避けるため、繊維系、発泡プラスチック系を例示すべき</li> <li>ロックウールについて、「高炉スラグ等」と例示する必要はないのではないか</li> <li>他用途廃材を利用することよりも、使用後の処理手法を問うべき</li> <li>判断の基準のグラスウール及びロックウールの再生資源利用率は既に一般的に達成されている</li> <li>フロンを使用する物質の制限を加えるべき</li> <li>熱損失の抑制によるCO2削減を目的とすることを明確にすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります</li> <li>再生資源率の維持・向上を図ることとしています</li> <li>地球温暖化影響物質の扱いについては、今後、検討していくこととします</li> <li>CO2削減は調達品目を選定する上での前提条件であり、特に判断の基準への明示は必要ないと考えます</li> </ul>	7
断熱サッシ・ドア	<ul style="list-style-type: none"> <li>WG提示案に戻すか、以下を追加されたい <ul style="list-style-type: none"> <li>断熱材を充填したフラッシュドアであること</li> <li>これらと同等以上の性能を有する建具であること</li> </ul> </li> <li>コストが通常品に比べて著しく高いものに該当するため、特定調達品目とすることは不相当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります</li> <li>LCC及びLCAの観点を含めて選定しています</li> </ul>	3
下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	<ul style="list-style-type: none"> <li>水分50%以下は高すぎるので、35%以下とすべき</li> <li>アルカリ分25%以下は高すぎるので、10%以下とすべき</li> <li>肥料取締法にあわせ、乾物基準を現物基準にすべき</li> <li>カルシウム量を規定すべき</li> <li>下水汚泥の使用量を規定すべき</li> <li>発酵で肥料が生産されているかの確認が必要</li> <li>判断の基準の項目について、少なくとも年2(1)回分析を行うことを条件とすべき</li> <li>肥料取締法に基づく普通肥料登録済みであることを追加すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JA推奨基準に50%以下と規定されているところです</li> <li>肥料取締法に基づく平成12年1月27日付け農林水産省告示第96号(施行平成12年10月1日)告示に準拠し、アルカリ分の過剰障害を防ぐことを目的として、含有量を15%以下に変更します</li> <li>肥料取締法に基づく平成13年8月31日付け農林水産省告示第1163号(施行平成12年10月1日)告示の内容に準拠し、変更します</li> <li>肥料取締法及び同法施行令において肥料の主要な成分として、窒素、りん酸、加里、アルカリ分、けい酸、苦土、マンガン及びほう素の8成分が規定されているところであるが、これに準拠して基準を設定していることから、カルシウム量の規定は行わないこととします</li> <li>個別の商品における下水汚泥の使用割合に関わらず、下水汚泥を用いることによる環境負荷低減効果に着目しているところです</li> <li>品目名に「汚泥発酵肥料」と規定しており、腐熟させた肥料であることが担保されていると考えます</li> <li>判断の基準は環境負荷低減の観点から定めるものであり、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要のあるものです</li> </ul>	5

## 2. 品目の追加に関する意見

主な意見の概要	考え方	件数
今回の追加品目がない品目の追加に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、「国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの」「既に十分に普及しているもの」を除き、継続的に検討を行うこととします</li> </ul>	92

### 3. その他の意見

主な意見の概要		考え方	件数
分類	概要		
品目選定の考え方に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>「品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項について不確実性が残るもの」を特定調達品目として選定しないことは、新技術を排除することにつながり不適切である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質の確保等は、国及び独立行政法人等の調達に当たっての必要条件です</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入法は民間にも同様の趣旨の活動を促しており、「国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの」を対象外とすることは不適切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針は、グリーン購入法第6条に定めるとおり国及び独立行政法人等における環境物品の調達を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです</li> </ul>	3
	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン商品の定義を広く国民に理解させるため、「既に、十分に普及しているもの」を対象外とすることは不適切である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入法は、より環境負荷の少ない物品等へ需要を転換することによって、持続的発展が可能な社会を構築しようとするものであり、特定調達品目についてもその趣旨に基づき選定しています</li> </ul>	4
公共工事の品目選定の考え方に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事に係る品目選定の観点として示される項目について、「十分に普及」とはどの程度を意味するのかなど定量的な条件を示されたい</li> <li>国土交通大臣等の認定材料で民間での使用実績が積まれているものについては、安全性が確保されているものとして捉えるべき</li> <li>JIS、JASには用途によって必要ない特定も定められており、当該用途において必要となる要求基準を満足すればよいと考える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回特定調達品目として選定されなかった提案については、その検討結果、非選定理由等について提案者へお知らせする方法等を検討しているところであり、2月中を目途に実施していきたいと考えています</li> </ul>	4
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料が特定調達品目として扱われその製品が特定調達品目とならない、また、同一原材料の製品のうち特定調達品目として選定されたものと選定されないものがあるのは不合理である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定調達品目としての選定に当たっては、同一原材料のものであっても、品目ごとに必要とする条件を満足することを確認する必要があります</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が調達する物品（住宅系資材など）についても特定調達品目の対象として検討すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針は、グリーン購入法第6条に定めるとおり国及び独立行政法人等における環境物品の調達を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです</li> </ul>	3
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「素材自体の環境負荷低減特性に依拠しているもの」は選定対象から除くとしているが、一律に除外するのではなく、リサイクル材を使用するものなどについてはケースバイケースで対応すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>素材間の比較については、比較対象の設定など評価方法について課題があり、今後、その扱い及び評価方法について、検討することとします。なお、本年度の特定調達品目の検討においては、個々の品目に対して、評価を行っています</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>留保された建設工法についての取扱方法を十分に検討されたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工法については、その扱い及び評価方法を含め継続的に検討します</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案募集において提案された品目とそれらの検討結果の理由について、具体的に公表すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回特定調達品目として選定されなかった提案については、その検討結果、非選定理由等について提案者へお知らせする方法等を検討しているところであり、2月中を目途に実施していきたいと考えています</li> </ul>	7
再生品に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加品目には再生品が多いが、環境負荷低減に関する科学的、客観的データは提出されているのか</li> <li>再生材料より最終的にリデュース、リユース、リサイクルに貢献するバージン材料もあると考えるが、なぜ再生品が多く、他の材料のものはないのか</li> <li>リサイクルを使い捨ての免罪符とすべきではない（再生PET樹脂の使用には疑問がある）</li> <li>追加品目にリサイクル製品が少ない</li> <li>再使用、リサイクル品のみ使用可能とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会の形成推進、資源の有効利用の観点から再生品の調達を推進しているところですが、グリーン購入法第2条第1項に示すとおり、同法では再生品に限らず環境負荷の低減に資する物品・役務を環境物品等ととらえています</li> </ul>	5

基準設定等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判断の基準は、改定を重ねるごとに厳しくすべき（ディスプレイ、車）</li> <li>・ 塩化ビニル製品については排除すべき</li> <li>・ 紙製品については、全て古紙配合率100%とすべき</li> <li>・ ホルムアルデヒドについては、一切検出されないこととすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします</li> </ul>	14
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファイリングサブライズ（背見出し紙、仕切紙などの補充品）についてはどのように扱えばよいか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定調達品目の対象外です</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷蔵庫の基準に「冷媒はオゾン層破壊物質を使用しないこと」と追加すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷蔵庫については、既に冷媒にオゾン層破壊物質は使用されていないため、基準としていないところです</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品目の内容についての具体的要件を判断の基準に明記すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて備考等に記載します</li> </ul>	2
その他品目選定の方法等に関する意見		_____	5